

## 令和2年第9回羽咋市農業委員会会議録

1 日 時 委員会 令和2年9月25日(金)  
開 会 午後1時30分 休 憩 午後1時05分  
再 開 午後1時55分 閉 会 午後2時16分

2 場 所 羽咋市役所401会議室

3 出席委員(11人)

①岩城 一成 ③糺田 幸雄 ④徳和 己嗣 ⑤松生 朋広  
⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀  
⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司

4 欠席委員(1人)

⑬屋後 浩幸

5 農地利用最適化推進委員の出席委員(4人)

⑭岡田 信夫 ⑯岡田 耕一 ⑰芝田 俊幸 ⑱瀬戸 明

6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(8人)

⑲榊谷 武史 ⑳村田 清二 ㉑森田 三男 ㉒悦永 秀雄  
㉓南 邦夫 ㉔三宅 一徳 ㉕稲農 幹夫 ㉖長濱 義雄

7 事務局員 清水事務局長、出口次長、潟辺主事、山出会計年度任用職員

8 付議案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可の決定について
- (2) 農地転用届出に対する承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 農地適格化法人適格要件の届出に対する承認について
- (5) 農用地利用集積計画について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議事録署名委員 3番 糺田委員 4番 徳和委員

10 会議の結果

議案5件及び報告1件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。

11 会議の概要

事務局長 では、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、委員さんの欠席届についてご報告いたします。5番、屋後さんから欠席する旨の連絡を受けております。

ただいまの出席委員は10名でありまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数を超える出席でありますので、本日の委員会総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、村会長からご挨拶をお願いいたします。

議 長 (挨拶)

事務局長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第2号 農地転用届出に対する承認について

- ・議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - ・議案第4号 農地適格化法人適格要件の届出に対する承認について
  - ・議案第5号 農用地利用集積計画について
  - ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行を、会長、よろしく願いいたします。

議長 では、ただいまから会議を開きます。

本日の議事録署名員に、3番 糀田委員、4番 徳和委員を指名します。よろしく願いします。

では、議事の進行に移りたいと思います。

本日の議案第3号、整理番号2番につきましては、申請面積が1,000㎡を超える案件となっております。審議をする前に全員で現地確認をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 それでは、暫時休憩といたします。

事務局 正面玄関のほうにマイクロバスをご用意してありますので、皆さん移動をお願いします。

### ( 現 地 視 察 )

議長 では、これより会議を再開いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。

農地法第3条は、農地の所有権や賃借権などの権利設定を行う場合の規定を定めたものでありまして、権利移動をする際には農業委員会の許可が必要となっております。

整理番号1番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は2,139㎡です。

位置図は3ページに記載されていますので、ご確認お願いいたします。

譲渡人及び譲受人については議案書に記載のとおりです。

譲受人の申請事由は経営規模の拡大で、売買による所有権移転です。

譲受人の経営面積は571アールであり、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしています。以上でございます。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

担当委員のご意見を伺いますけれども、事務局、お願いします。

事務局 担当委員の〇〇さんより事前に電話でご連絡いただいております。

当該地は譲受人の方が耕作していた田であり、所有権移転についても特に問題ないというふうでご意見をいただいております。

議長 ありがとうございます。担当委員さんをご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり許可してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第1号」は原案どおり許可することに決定いたします。

次に、「議案第2号 農地転用届出に対する承認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをお開きください。

「議案第2号 農地転用届出に対する承認について」ご説明いたします。

こちらは、いわゆる畑転の申請でして、田を畑にする際に農業委員会の承認が必要となるものです

整理番号1番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は505㎡です。

位置図は5ページに記載されていますので、ご確認ください。

申請人は議案書に記載のとおりで、果樹の栽培を目的とした畑地転用になります。

土地改良区と生産組合の同意を得ております。以上でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

担当委員のご意見を伺います。

事務局 担当委員より事前に事務局へ報告をいただいております。これまで耕作されていなかった田について、今後、畑地として利用していくということで、特に問題ないという意見をいただいております。

議長 ありがとうございます。担当委員さんもご異議なしということですが、ほかの委員さん、ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第2号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書6ページをお開きください。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明申し上げます。

農地法第5条とは、農地を農地以外にするとともに所有権や賃借権などの権利設定を行う場合の規定を定めたものでありまして、農業委員会の意

見進達を受けまして、県に許可が必要となるものです。

では、整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は469㎡、譲渡人と譲受人については議案書に記載のとおりでございます。

今回、この譲受人である一般社団法人〇〇は、〇〇町地内にて障害者福祉施設〇〇を運営されている法人でして、その事業所の移転に伴い、事業所に隣接する畑地を駐車場に転用するものです。

次のページ、7ページお開きいただきまして。

そちらの位置図に、今回、緑色で囲んであるところが事業所として利用する宅地、そのお隣の赤い部分が畑、今回、駐車場に転用するものになっております。

6ページ戻っていただきまして。今回の申請地は、10ha以上の農地が広がる第1種農地ですが、隣接する宅地と一体に事業を行うものであり、規則第36条の例外規定に該当すると認められます。

こちらに関しては、生産組合の同意を得ております。

続きまして、整理番号2番、こちらは先ほど現地を確認した案件でございますが、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は1,226㎡です。貸人及び借人は議案書に記載のとおりで、使用貸借による契約となっております。

位置図は8ページを参照ください。

申請地は、第2種農地となっております。

先ほどもご説明したように、こちらの申請地については、令和1年の12月25日の委員会にて田を畑にする畑転の申請承認をした農地ですが、今年度に入り許可なく資材置場として造成が始まっていることが判明し、申請者から始末書を提出していただいております。

こちらに関しても生産組合の同意を得ております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

事務局 〇〇委員さんから事業拡大移転に伴い転用するものであり、特に問題ないというご意見をいただいております。

議長 整理番号2番、〇〇委員さん。

担当委員 これは先ほど現地を見てきたものであるんですけども、貸人の〇〇さんに確認すると、確かに契約書は交わしたというのは確認しております。

それと、生産組合の人にも確認しまして、皆さんも同意していますというふうなことになっています。

議長 ありがとうございます。担当委員さんにご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

委員 ちょっとすいません。資材置場ということですので、周りの隣接地とか、そういったところに対して資材を置くことに対しての排水とか、そんなのは特に問題ないかどうか。もし確認されていて、よしということであればよろしいかと思っております。

議長 事務局、答弁。

事務局 転用に際しましては、土砂流出等ないように擁壁、それと排水路等をしっかり設けて造成すると計画書をいただいています。事実、今現在もそういう形でされており、特に問題ないというふうに思っております。

事務局長 国道に面していますし、横側も水路擁壁きちっとしてありますので、委員さんおっしゃられる危惧はないと思います。

委員 分かりました。一応確認させていただきました。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり上申することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地所有適格法人適格要件届出に対する承認について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、農地所有適格法人の件についてでございますが。

まず、農地所有適格法人とは、農地に関する権利を取得できる法人となっていて、農地法に定められた要件を満たす必要がございます。そのため、法人の事業内容等を記載した申請書を農業委員会に届出し、委員会の承認を得るということが必要になっております。

今回の案件につきましては、届出ありましたのは株式会社〇〇と申しまして、会社概要につきましては議案書の9ページの左側に書いてある事項になります。

農地所有適格法人の要件につきまして、事務局で調査しており、法人の形態につきましては株式会社でございます。

事業の内容につきましては、スイカと大根200アールを羽咋市内の農地で生産、販売をしておるということでございます。

構成員と議決権の要件につきましては、会社の社員が1名でございまして、この方が株主、かつ代表取締役になっているということで、議決権は全て株主が所有しているという状況でございます。

役員の要件につきましては、役員はその代表取締役1名で、年間農業従事、年間150日を満たしています。そのため、議案書に記載された適格要件はすべて満たしているという判断をしております。

この議案につきましては、以上でございます。

議長 ただいま事務局より説明がありました。この件について何かご意見ございませんか。

委員 これ、どこ、どんな人でやっていらっしゃるんかね。

事務局 耕作地については、〇〇町の畑で生産されておいでます。

事務局長 スイカの後に大根をまかれているという状況であります。

委員 そうすると、農機具等の、例えば格納庫みたいなのも〇〇町にあるんけ。

事務局 あります。あるんですが、この会社議案書には記載してないんですが、隣の〇〇町でも柿の栽培等行っておりまして、時期によってはそちらの町にて農機具を保管しているときもあるかもしれないです。

委員 格納庫というほど立派なものじゃないですけど。

委員 あらんげ。

委員 あるにはあったはずです。

事務局長 ここには出てきておりませんが、この身内の中で認定農業者が1人おられます。

委員 ああ、そうなん。その人は〇〇町の生産組合等々の連携はしっかり取っ  
ていただいているということ。

事務局長 されていると思われま。

事務局 あと、この方々の販売というか、販売のルートにつきましても、農協の部会に入っておいで。

委員 そさい部会に入っています。

事務局 〇〇委員は同じ在所なのでよくご存じのようで。

議長 ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第4号」は原案どおり承認することに決定いたします。  
次に、「議案第5号 農用地利用集積計画について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。  
議案書のほうは12ページお開きください。  
こちらのほうでは概要記載してあるんですが、10年の畑地が3筆でござ  
います。この件についての詳細は地番につきましては、次のページの13  
ページに記載してある3筆、これが今回の議案となっております。  
なお、この件につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項  
の規定を満たしております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。  
ただいま事務局より説明がありました。ほかにご意見があればお願いし  
たいと思いますが。

全委員 なし。

議長 「議案第5号」は、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第5号」は原案どおり承認することに決  
定いたします。  
次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」  
を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 この農地法第18条第6項についてでございますが、これは農地を耕作す

る目的で利用権設定されている契約期間中に、その貸し手と借り手が合意解約をする場合に提出していただく届出でございます。

今回の案件につきましては、この14ページに記載してある案件でございます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました。この案件について、何かご意見があれば伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員 なし。

議長 では、報告についても原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」について、原案どおり承認することに決定いたします。

以上で本日の議案審議は全部終了しました。

ここで、一旦、委員会を閉会し、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人